

鹿沼市小中学校における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(第 7 版)



鹿沼市教育委員会

令和 3 (2021) 年 3 月 1 0 日

目 次

■ はじめに	・・・・・・・・ P	1
■ 第1章 新型コロナウイルスとは	・・・・・・・・ P	2
■ 第2章 学校教育活動等の実施の可否や在り方		
1. 本市における警戒度に関する判断基準	・・・・・・・・ P	3
2. 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準	・・・・・・・・ P	4
■ 第3章 学校における新型コロナウイルス感染症対策		
1. 感染源を絶つこと		
(1) 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底	P	5
(2) 児童生徒等・教職員の健康観察の徹底	・・・・・・・・ P	6
(3) 家庭との連携	・・・・・・・・ P	7
2. 感染経路を絶つこと		
(1) 日常の感染症対策の徹底	・・・・・・・・ P	8
(2) 学校給食の実施	・・・・・・・・ P	13
(3) 部活動の実施	・・・・・・・・ P	16
(4) 合唱について	・・・・・・・・ P	16
(5) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導	・・・・・・・・ P	16
(6) 児童生徒の心のケア	・・・・・・・・ P	17
(7) 登下校時の児童生徒の安全確保	・・・・・・・・ P	17
3. 抵抗力を高めること		
(1) 抵抗力を高める指導	・・・・・・・・ P	17
■ 第4章 新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応		
1. 児童生徒が感染者となった場合	・・・・・・・・ P	19
2. 児童生徒が濃厚接触者となった場合	・・・・・・・・ P	20
3. 教職員が感染者または濃厚接触者となった場合	・・・・・・・・ P	20
4. 調理従事者が感染者となった場合	・・・・・・・・ P	20
5. 調理従事者が濃厚接触者となった場合	・・・・・・・・ P	21
■ その他		
1. 児童生徒等の定期健康診断の実施について	・・・・・・・・ P	22
2. 修学旅行等における感染症対策について	・・・・・・・・ P	22
3. 出席停止の取扱いについて	・・・・・・・・ P	23

【参考資料編】

- 1-1 「『新しい生活様式』の実践例」 厚生労働省HP
- 1-2 「保護者の皆様へ 新型コロナウイルス感染症対策
～『新しい生活様式』を踏まえた家庭での取組～」 文部科学省HP
- 2 「手洗い」 首相官邸HP
- 3 「3つの『密』を避けるための手引き」 首相官邸HP
- 4-1 「ご家庭にある洗剤を使って身近な物を消毒しましょう」 経済産業省HP
- 4-2 「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト(2020.8.12)」 経済産業省HP
- 4-3 「『次亜塩素酸水』を使って、モノのウイルス対策をする場合の注意事項」
厚生労働省・経済産業省・消費者庁
- 4-4 「新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法(一覧)」 経済産業省HP
- 5 「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」 文部科学省HP
- 6 「マスクを作りたい！」 文部科学省HP
- 7 「咳エチケット」 首相官邸HP
- 8 「身のまわりを清潔にしましょう～新型コロナウイルス対策～」 厚生労働省HP

はじめに

文部科学省は、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じる」と示しました。その後、“人と人との距離の確保”、“マスクの着用”、“手洗いなどの手指衛生”といった基本的な感染対策を継続するという新しい生活様式を普及させることを前提とし、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図る方向性を示し、段階的な過程を経て学校を再開する指針を示しました。

これらの状況を受け、鹿沼市教育委員会においても、本市の児童生徒の将来を見据え、学びの保障、心身の健康の保持増進、豊かな人間性の育成などの実現に向け、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を最大限講じつつ、学校を再開することを決定しました。

そこで、今後学校が教育活動を行っていく中で、児童生徒および教職員への感染を防止するための基本的な考え方や対策等に関するマニュアルを作成しました。

本マニュアルは、令和3年1月19日時点での最新の知見や、国および県の方針等に基づき作成し、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」の3つの視点から学校が留意すべき事項についてまとめました。記載された内容を参考にしていただき、各校の実態等に合わせた万全の対策および児童生徒への指導の徹底を行うようお願いします。

なお、地域の感染レベルに合わせた対応などについては、今後の感染の状況を見ながら、文部科学省が示すマニュアル等も参考にしてください。

最後に、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化するため、今後新たな情報や知見が公表される場合には、本マニュアルは随時見直しを行うものであることを申し添えます。

第1章 新型コロナウイルスとは

コロナウイルスは、一般の風邪症状の原因となるウイルスであるが、過去に発生した「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や、2012年に発生し今も中東などで発生がみられる「中東呼吸器症候群（MERS）」といった重症肺炎の原因となるものもある。現在、流行している新型コロナウイルス感染症は、WHO（世界保健機構）が「COVID-19」と命名した。

新型コロナウイルスは、粘膜などに付着し体内に入り込む。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけで、表面についても時間がたてば壊れてしまうが、付着した物の種類によっては24～72時間くらい感染力をもつと言われている。

感染から発症までは1～14日程度（多くは5日前後）とされており、発症する2日前から他の人へうつす可能性がある。しかし、日本公衆衛生協会によれば、感染者のほとんどが軽症でおよそ8割は他の人へ感染させていないという報告がある。一方で、咳が強くなったり息が荒くなったりといった肺炎の初期症状が出てくることがあり、肺炎を発症した場合の重症度は季節性インフルエンザより高いとされている。

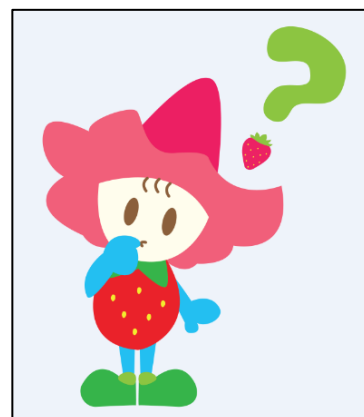
新型コロナウイルスは、一般的に「飛沫感染」と「接触感染」により感染する。

「飛沫感染」とは、感染者の咳やくしゃみなどで飛び散るウイルスを含んだ飛沫（つば・しぶき）を、他者が口や鼻から吸い込んで感染することである。

また、「接触感染」とは、感染者への直接的な接触、もしくは感染者がくしゃみや咳を押さえた手で、ドアノブやスイッチなどに触れることで感染者のウイルスが付き、他者がその部分に触れることで感染者のウイルスが他者の手に付着し感染することである。

最近では、「マイクロ飛沫感染」（微細な飛沫である $5\mu\text{m}$ 未満の粒子が、換気の悪い密室等において空気中を漂い、少し離れた距離や長い時間において感染が起る感染経路）が世界的にも重要と認識されてきており、“3密”や“大声”に対して、より注意を払わなければならない。

ウイルスは、流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによって感染力を失わせることができる。



第2章 学校教育活動等の実施の可否や在り方

1. 本市における警戒度に関する判断基準

栃木県では、より細かな数値の変化で県内の警戒度レベルを確認できるようにするため、令和3年3月5日の対策本部会議において、これまでの各警戒度レベルにおける要請内容を勘案し、表1のとおり指標および目標を設定した。

本市においては、原則としてこの県の対応レベルに準じるものとする。

表1 栃木県における警戒度レベルの判断に使用する指標および目安

			国(県)ステージ 4 (緊急事態措 置)	国(県)ステージ 3 (まん延防止等 重点措置)	県版ステージ2.5 「嚴重警戒」	県版ステージ2 「感染注意」	県版ステージ1 「感染観察」
医療提供体制等の 負荷	病床の ひっ迫 具合	病床使用率	50% 以上	20% 以上	15% 以上	10% 以上	10% 未満
		重症病床 使用率	50% 以上	20% 以上	15% 以上	10% 以上	10% 未満
	人口10万人あたりの 全療養者数		25人 以上	15人 以上	5人 以上	2.5人 以上	2.5人 未満
監視体制	検査陽性率		10% 以上	10% 以上	5% 以上	3% 以上	3% 未満
感染の 状況	人口10万人あたりの 新規感染者数		25人 以上	15人 以上	5人 以上	2.5人 以上	2.5人 未満
	新規感染者数の直近1週 間と先週1週間の比較		1.0 超	1.0 超	1.0 超	1.0 超	1.0 以下
	感染経路不明割合		50% 以上	50% 以上	40% 以上	30% 以上	30% 未満

県では、各警戒度レベルの状況により、県民および事業者に対し、感染状況の特徴に応じた必要な措置・要請を行うこととしているが、いずれの警戒度レベルにおいても、各学校において感染症対策を講じることには変わりはない。

今後、警戒度レベルが変化した場合、分散登校や休業に移行することもあると考えられるが、分散登校の場合は、「小・中学校及び義務教育学校における教育活動の再開に向けた段階的な対応について（参考資料）【5月8日時点】」（令和2（2020）年5月8日付け義教第185号）を参考にする。

2. 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

文部科学省が示した『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』においては、「学校教育活動の実施の可否や在り方は、児童生徒および教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断する」とされ、表3の行動基準が示された。

表2 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（文部科学省作成）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 （自由意志の活動）
レベル3	できるだけ2m程度 （最低1m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る こと	【収束局面：レベル3→2】 感染リスクの低い活動から徐々に実施 【拡大局面：レベル1→2】 感染リスクの高い活動を停止	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る こと	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

なお、本市の現状が、レベル1～レベル3のいずれに該当するかについては、県西健康福祉センターと相談の上、教育委員会で判断をする。

感染リスクの高い活動については、「新型コロナウイルス感染症に対応した小・中学校及び義務教育学校における教育活動の実施について（参考資料）」（県義務教育課）を参考にする。

また、それらの活動、体育の授業、各学校行事等の実施については、県の感染レベルに応じた対応（同参考資料P4～5）に準じる。

第3章 学校における新型コロナウイルス感染症対策

1. 感染源を絶つこと

(1) 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒および教職員等は自宅で休養することを徹底する（レベル3の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする）。

また、児童生徒および教職員、またそれらの同居の家族がPCR検査を受けることになった場合、検査結果が出るまで自宅で待機する。

＜発熱に関する対応について＞

① まずは平熱を把握する。

※ 毎日同じ時間に、同じ計器を用いて、同じ測定場所（腋窩、口腔、鼓膜など）で検温を行う。1週間程度計測を行い、平均を平熱とする。

※ できれば朝起きてすぐ、安静な状態で計測を行うことが望ましい。

② 『発熱』とは平熱よりどの程度高いかで判断すべきものであり、平熱より1℃以上高い場合は、児童生徒および教職員等も、自宅で休養することを徹底する。（レベル3の対象地域になった場合は、0.5℃以上の高い状態で同様の対応とする）

③ 発熱等の明確な症状がなくても、倦怠感等の症状がある場合は、かかりつけの医療機関に相談する。

※ 「何となく変、何となくおかしい」といった、いつもと違う感覚『Not doing well』が大切である。

④ 検温を忘れて登校した児童生徒がいた場合には、検温を行いながら、体調に異常がないか、家族の健康状態等について問診を行い、熱および体調の異常がなかった場合は教室へ移動させる。

表. 地域の感染レベルに応じた発熱対応の目安

地域の感染レベル	熱の状態
レベル3	平熱より0.5℃高い状態
レベル2	平熱より1.0℃高い状態
レベル1	

※ ±0.5℃程度の変動は日常起こりうるため、平熱よりも0.5℃以上高くなった場合には、問診での様子および同居の家族の健康状態等の状況を鑑みて、

柔軟な判断・対応を行う。

(2) 児童生徒・教職員の健康観察の徹底

学校では、児童生徒や教職員が休みやすい環境作りに努めるとともに、以下のよう
に健康観察を徹底する。

- ① 学校への登校・出勤前に、毎日必ず家庭で検温を行うとともに、風邪症状等を確認する。児童生徒については、健康観察シート等を活用し、登校時、教室入室前に持参した健康観察シートを教職員が必ず確認し、健康状態を把握する。
- ② スクールバスを利用する児童生徒については、上記①を特に徹底し、症状等が認められる場合は乗車を見合わせる。なお、スクールバスに関するルールや留意点をあらかじめ利用者や保護者に示しておく。
- ③ 登校・出勤前に検温を忘れた者は、教室入室前に保健室等で検温する。
- ④ 発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するよう定期的に保護者へ周知を図る。
- ⑤ 医療的ケアが必要な児童生徒の中でも、呼吸器の機能の障害のある者や、基礎疾患等がある児童生徒については、保護者と主治医が相談の上、登校について判断する。
- ⑥ 校内で発熱や風邪症状等が確認された児童生徒は早退とする。早退するまでに迎えなどで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒に配慮し、空き教室等を利用することも検討する。
- ⑦ 授業中、休み時間、放課後等も、全ての児童生徒に対して、可能な限り随時健康観察を行う。
- ⑧ 下記の状態がみられるときは、栃木県新型コロナウイルスコールセンターや県西健康福祉センターへ相談するように指導する。
 - ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - イ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）があり発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ウ 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が数日続く場合

【電話相談窓口】

○栃木県新型コロナウイルスコールセンター

電話番号 0570-052-092 対応：24 時間（土日、祝日を含む）

○県西健康福祉センター

電話番号 0289-62-6225 対応：平日および土曜

8 時 30 分～17 時 15 分

（３）家庭との連携

学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠である。

学校は、家庭に対する積極的な情報発信を心がけるとともに、保護者の理解と協力のもと、例として下記に示すような「新しい生活様式」の実践を呼びかける。

＜例＞

- ① マスクの着用や手洗いの徹底等の指導を、家庭においても行う。
- ② 毎日、登校前に児童生徒等の健康観察を行う。
- ③ 発熱等の風邪症状が見られる場合（家族等も含む）は、かかりつけの医療機関に相談をした上で、児童生徒を登校させる。
- ④ 休日において不要不急の外出をさける。
- ⑤ 友人同士の家庭間の行き来や家族ぐるみの交流による接触を控える。

＜参考資料 1-1＞ 厚生労働省 HP 「『新しい生活様式』の実践例」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

＜参考資料 1-2＞ 文部科学省 HP

「保護者の皆様へ 新型コロナウイルス感染症対策～『新しい生活様式』を踏まえた家庭での取組～」

https://www.mext.go.jp/content/20200601-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

なお、学校は、地域の感染レベルを問わず、家庭へ下記の徹底を依頼し、校内での感染およびクラスターの防止、感染者等の人権的配慮などに努める。

- ・児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合、無理をせず自宅で休養する。
- ・同居の家族がPCR検査を受けることになった場合、検査結果が出るまで児童生徒も自宅で待機する。
- ・児童生徒がPCR検査を受けることになった場合、必ず学校へ連絡をする。
- ・万一、児童生徒が感染者および濃厚接触者と判定された場合、速やかに学校へ連絡する。
- ・万一、学校において感染者や濃厚接触者が発生した場合、その人物を特定しようとしたり、個人のプライバシーを侵害したりしない。

2. 感染経路を断つこと

(1) 日常の感染症対策の徹底

感染症対策で重要な飛沫感染と接触感染の防止については、以下のように対策を徹底する。

① こまめな手洗いの徹底

下記の機会において、児童生徒が自主的に手洗いを行うよう指導する。

- ・ 学校への登校後（教室に入る前）
- ・ 給食の前後
- ・ 清掃終了後
- ・ 外から教室に入る前
- ・ トイレの後
- ・ くしゃみをしたり、鼻をかんだりした後
- ・ 多くの人が触れる場所や共用の教材・教具、情報機器等を触れる前後
- ・ 他人のマスクや落ちているティッシュ、他人の着替え等に触れた後 など

※ 毎日、清潔なハンカチを携行するよう指導する。

※ 児童生徒が手洗いを行う際には、手洗い場が密集しないよう、順番や動線を示すなどの対策を行うことが必要となる。

※ 下膳後の片づけを行った給食当番には、特に手洗い・消毒を徹底させる。

※ 上記の取組は、児童生徒および教職員に限らず、学校に出入りする関係者の間でも徹底がなされるようにする。

<参考資料 2> 首相官邸 HP 「手洗い」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059529.pdf>

② 換気の徹底

感染を予防するために、以下の点に留意して適宜換気を行うようにする。

ア 気候上可能な限り、窓は常時開けておくようにする。これが困難な場合は、30分に1回程度、数分間、窓を開けて換気をする。

※ 例として、光化学スモッグや高温など気候上外気を大量に入れかえることが難しい場合は、児童生徒等の健康観察を行いながら、可能な限りの換気や出入口を開ける等の対応を検討する。

- イ 原則として2方向の窓を同時に開けるようにする。
- ウ 空調利用時においても、必ず換気を行う。
- エ 窓のない部屋については、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなど十分に換気に努める。また、体育館のような広く天井の高い部屋であっても、換気を行うようにする。
- オ 換気扇等の換気設備がある場合、常時運転をする。
- カ 冬季は窓を開けづらい時期であるが、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、可能な限り前述の換気を徹底する。
- キ 室温等に注意し、必要に応じて児童生徒の服装等についても配慮する。
- ※ 換気の程度は、天気や教室の位置等によって異なるため、必要に応じて学校医および学校薬剤師に相談する。

<参考資料3> 首相官邸HP 「3つの『密』を避けるための手引き」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>

③ 清掃・消毒

学校生活の中で、消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。そのため、下記を参考にしつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

また、家庭用洗剤等を用いる消毒については、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないものとする。

ア 普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態および適切な道具が揃っているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液の有効性と使用方法を確認する。
- ・床は通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業はしなくてもよい。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業はしなくてもよいが、衛生環境を良好に保つ観点から、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回、水拭きをした後、消毒液を浸した布巾等で拭く。また、家庭用洗剤等で拭き掃除を行うことでも代替することが可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業はしなくてもよい。
- ・清掃道具など共有するものについては、その都度消毒するのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

イ 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。その際、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認の上で使用する。また、学校薬剤師等と連携する。
- ・人がいる環境において、消毒等を空間噴霧して使用することは控える。
- ・換気を十分に行う。

ウ 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒や教職員等の感染が判明した場合には、県西健康福祉センター、教育委員会および学校薬剤師等と連携をして消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はない。
- ・当該感染者が活動した範囲を特定し、汚染が想定されるもの（当該感染者が高頻度で触れたもの）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。
- ・症状のない濃厚接触者が触ったものに対する消毒は不要である。
- ・消毒できていない箇所は、ウイルスの生存期間を考慮して、24～72時間程度立ち入り禁止とする等の処置も考えられる。
- ・トイレの消毒については、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する。

<参考資料 4-1> 経済産業省 HP

「ご家庭にある洗剤を使って身近な物を消毒しましょう」

<https://www.nite.go.jp/date/000109484.pdf>

<参考資料 4-2> 経済産業省 HP

「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト」（2020.8.12）

<https://www.nite.go.jp/date/000114117.pdf>

<参考資料 4-3> 厚生労働省・経済産業省・消費者庁

「『次亜塩素酸水』を使って、モノのウイルス対策をする場合の注意事項」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf>

<参考資料 4-4> 経済産業省

「新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（一覧）」（2020.7.6）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shodoku_jokin.pdf

④ 児童生徒や教職員等のマスク着用の徹底

学校では近距離での会話や発声等が必要な場合が多いため、マスクを着用させるようにする。その際、下記のことには留意する。

- ア 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ない。
- イ 必ずマスクを着用して登校するよう事前に家庭へ協力を求める。（保護者が来校する際も同様）
- ウ マスクが準備できない、もしくは忘れてしまった児童生徒に対しては、状況に応じて学校のマスクを配布する。
- エ 児童生徒がマスクをはずしたときに、他の児童生徒のものと取り違えることのないよう、またマスクを衛生的に管理できるようビニール袋を準備させる。その際、ビニール袋には必ず記名をするよう指導する。
- オ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、登下校時も含め、健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外すよう指導する。熱中症も、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。
- カ 体育の授業等においてはマスクを着用する必要はないが、その際は着用時以上に児童生徒同士の間隔を確保する等の対策を講じる。

<参考資料 5> 文部科学省 HP

「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00011.html

<参考資料 6> 文部科学省 HP 「マスクを作りたい！」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

- ※ 空調設備がある環境においては、室温を適切に管理しながら児童生徒の観察を十分に行うようにする。屋外や空調設備がない環境においては、人と十分な距離を確保し、会話を控えるなどを行った上で、マスクを外させるとともに、児童生徒の服装等についても留意する。
- ※ フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要がある。フェイスシールドはしていたが、マスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策としてフェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

⑤ 咳エチケットの指導の徹底

換気やマスク着用と併せて、咳エチケットについても必ず指導する。

<参考資料 7> 首相官邸 HP 「咳エチケット」

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059528.pdf>

⑥ 学校の保健管理の徹底

下記のことを留意し、適切に学校の保健・衛生管理を行う。

- ア 学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、新型コロナウイルス感染症対策や学校環境衛生等の対応について確認する。
- イ 教室やトイレなどで、多くの児童生徒等や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材、教具、情報機器などは1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒を行い、学校環境衛生を良好に保つ。
- ウ 児童生徒が触れる用具や備品については、できる限り共用を避けるようにする。共用を避けるのが難しい物や十分な消毒ができない物（図書室の本など）については、感染を防止するため、使用前後の手洗いを徹底するよう指導する。

<参考資料 8> 厚生労働省 HP

「身のまわりを清潔にしましょう。～新型コロナウイルス対策～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

⑦ 配席に関する配慮の徹底

児童生徒同士の身体的距離を、可能な限り確保できるよう下記のことに留意する。

- ア 教室等における指導の際には、児童生徒の席の間は、可能な限り離すようにする。児童生徒間の距離がとれない場合は、会話を控えたり換気を強化したりする。
- イ 対面しない。
- ウ グループ活動を行う場合には、複数の教室や廊下等を利用し、児童生徒が近距離で会話をしないようにするなどの配慮も考えられる。
- エ 空き教室やフリースペース等があれば、授業等で活用することも考えられる。
- オ 配席に限らず、教育活動内の児童生徒の動きに関して、密集や接触を避けるために、移動時の児童生徒の動線を検討しておくことも必要である。

(2) 学校給食の実施

学校給食の実施については、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、以下のように感染症対策に努める。

① 献立について

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であるとされており、食品を介して感染したとされる事例はないことから、学校給食において、生の野菜や果物、あえ物等の提供について問題はない。

② 準備について

配膳の準備を行うに当たっては、下記のこと配慮する。

ア 給食当番の児童生徒及び教職員等の健康状態の把握

給食当番（以下、当番）や配膳を行う教職員、配膳ボランティアは、毎日配膳前に、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食の配膳活動が可能であることをチェックし点検票に記録すること。当番は主に担任がチェックする。

※「衛生的な服装」とは、清潔な白衣等、マスク、帽子を着けていること

イ 当番に限らず全ての児童生徒および教職員のマスク着用

給食時間になったら、当番だけでなくその場にいる全ての児童生徒および教職員がマスクを着用する。

ウ 当番に限らず全ての児童生徒および教職員の手洗い、消毒の徹底

- ・流水と石鹸等による手洗い、アルコール等による手指の消毒を徹底する。
- ・毎日清潔なハンカチを身に着けることを指導する。

エ 配膳台等の消毒の徹底

食器等が直接触れる箇所であるため、クラスワゴン、配膳台等は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やアルコール等で消毒をする。

※ 特に当番など配膳に関わる児童生徒については、教職員の立ち会いのもと、手洗いや手指の消毒をさせるなど、確実な衛生管理を徹底する。

③ 配膳について

児童生徒へ配膳に関する指導を行うにあたっては、下記のこと配慮する。

ア 特に当番の児童生徒は、手洗いおよび消毒後に顔や頭、マスク等を触らないよう指導する。

イ 配膳台等に密集しないよう配慮する。

ウ 箸やスプーンを配る当番や教職員は、口に入る部分に触れないよう注意する。

エ 配膳中は喋らない。

- オ ランチマットは個人で管理し、汚れたときや週末には必ず持ち帰り、洗濯をして清潔に保つ。
- ※ 給食を食べる机を水拭き等で拭いた後、次亜塩素酸ナトリウム溶液やアルコール等で消毒する場合、ランチマットはなくてもよい。
- ※ きちんと手洗いをし、消毒した手指であれば使い捨て手袋を使う必要はない。

④ 喫食について

喫食する際には、下記のことに留意する。

- ア 飛沫を飛ばさないような座席配置や、距離がとれなければ会話を控える、換気を強化する等の対応を行う。
- イ 大声での会話は控える。
- ウ 咳エチケットを徹底するために、机上にハンカチ等を置いてすぐ使用できるようにしておくとい。
- エ 不要な出歩きはしない。
- オ おかわりは極力ないように、あらかじめ配膳時に教職員が調整する。
- カ 食事後の歓談時は、マスクを着用する。

⑤ 片づけについて

片付けを行う際には、下記のことに留意する。

- ア 配膳台等に密集しないよう配慮する。
- イ 片付けの際も、全ての児童生徒および教職員はマスクを着用する。
- ウ 食後の食器、箸等には唾液が付いているため、グループごとにまとめて下膳させるのではなく、各自で食器籠に戻すようにする。
- エ 残菜は各自が使用した箸やスプーンを使って食缶等に戻すようにする。または、教職員がゴムベラ等を使って食缶等に戻す。
- オ 片付け後は、全ての児童生徒および教職員が必ず手を洗う。
- ※ 特に当番の児童生徒や教職員は、作業後は必ず手洗いとアルコール等による手指の消毒を行う。

⑥ その他

その他の対応について、各校の実態に応じて適切に対応する。

- ア 白衣の使用については、家庭に持ち帰らず学校でまとめて洗濯をする、当番の児童生徒に持参させたエプロン、頭おおいを使用させる等、共用を避ける方法も考えられる。
- ※ 学校で洗濯をする場合、次亜塩素酸ナトリウムを用いると消毒になる。

- イ 児童生徒が喫食中に嘔吐した場合については、通常の嘔吐物の取り扱いと同様に対応する。
- ウ 配膳に使い捨て手袋を使用する場合も、事前の手洗いとアルコール等による消毒は必ず行う。
- エ 配膳に使い捨て手袋を使用する場合、手袋をした安心感からあちこち触れてしまったりする可能性が高くなることから、十分に注意をすることが求められる。

<学校給食における感染症予防対策>

地域の新型コロナウイルス感染状況に応じて、学校給食の対応は下記を参考に教育委員会と相談し決定する。

警戒度に応じた基本的対応

【 特定警戒 】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難であるが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば 主菜と具だくさんの汁物等）を提供することも検討する。

【 感染嚴重注意 】

地域で感染者が確認された場合、『特定警戒』の対応にすることも検討する。また、地域の感染状況や警戒度等に合わせて、徐々に通常の学校給食の提供方法に戻していく。

【 感染拡大注意および感染観察 】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供を行う。

（３）部活動の実施

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われる活動であるが、生徒の健康および安全の確保のために、必ず顧問が生徒の状態や活動状況を把握しなくてはならない。活動に際しては、下記のこと留意する。

- ① 活動への参加については、保護者の承諾を得た上、無理をさせることのないよう配慮する。
- ② 顧問は、健康観察シート等を活用するなど、生徒に体調管理を徹底させる。
- ③ 休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等に変化がないか確認をする。
- ④ 更衣等についても、３密を避けるよう配慮、指導する。
- ⑤ 手洗い・うがい等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ⑥ 休業中の体力の低下を考慮して、練習を計画する。
- ⑦ 室内の部活動においては、密閉空間とならないよう、換気をした状態で活動する。窓の開放が難しい活動については、30分～1時間に1回活動を休止し、換気を行うようにする。
- ⑧ 生徒同士および顧問と生徒が近距離での会話等を避けられるよう工夫する。
- ⑨ 相手と一定時間接触するような練習は原則として避ける。また、吹奏楽や合唱等の活動においては、少人数のパート練習等を原則とし、その際も間隔を開けるなどの対策は必ず講じる。
- ⑩ 活動時間や活動日数、対外試合や合同練習の実施等については、中体連および中体連の方針に基づき、各校の部活動方針に沿って決定する。

（４）合唱の実施

授業や特別活動、部活動等において合唱を行う場合には、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（策定：一般社団法人全日本合唱連盟）を参考にして、適切に実施する。

（５）新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これらを守る行動をとることができるように指導する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、発達段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないように指導する。

（６）児童生徒の心のケア

学級担任や養護教諭等を中心とした日常的な健康観察をはじめとするきめ細やかな観察等から、児童生徒の心身の状況を適切に把握する。健康相談や教育相談等の実施やスクールカウンセラーによる支援を必要に応じて行うなど、児童生徒のニーズに即したフォローアップを積極的に行う。

また状況によっては、市教育相談室等の支援機関と連携を図る。

（７）登下校時の児童生徒の安全確保

下記のことに留意し、引き続き登下校時の児童生徒の安全の確保に努める。

- ① 登下校の際に密接とならないよう指導する。
- ② 分散登校を実施する際、児童生徒が人通りの少ない場所を一人で登下校するといったことも想定できるため、特段の注意をする。
- ③ 通学に不慣れな小学校１年生の登下校中の安全確保については、十分配慮する。

3. 抵抗力を高めること

（１）抵抗力を高める指導

体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、１日３回のバランスの取れた食事を心がけるよう児童生徒に指導するとともに、家庭の協力を依頼する。

第4章 新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応

児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症の感染者※₁ 又は濃厚接触者※₂ となった場合の基本的な対応については、下記のとおりとする。

なお、児童生徒等や教職員が医療機関を受診し、PCR 検査を受けることになった場合、児童生徒等や教職員は学校へ連絡をする。連絡を受けた学校は、教育委員会へ報告する。

児童生徒や教職員が感染者となった場合、学校は ①教育委員会、②県西健康福祉センター、③学校医等 へ連絡をする。また、児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合、学校は教育委員会へ連絡をする。

また、県等の衛生主管部局から教育委員会が情報を把握した場合、教育委員会から当該学校へ連絡する。

※₁ 感染者：症状の有無に関わらず、遺伝子検査（PCR検査等）の結果が陽性となったもの

※₂ 濃厚接触者：保健所の調査の結果、特定されたもの

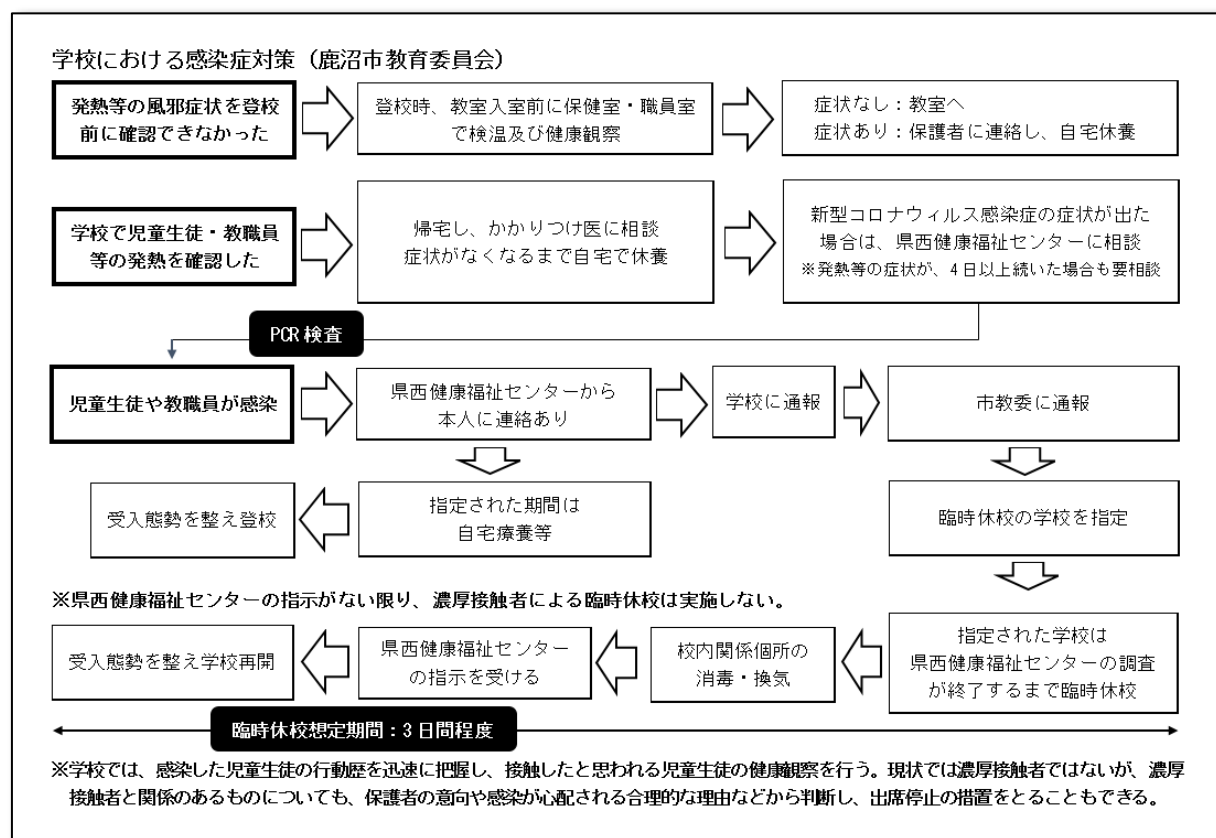


図 新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応フロー

1. 児童生徒が感染者となった場合

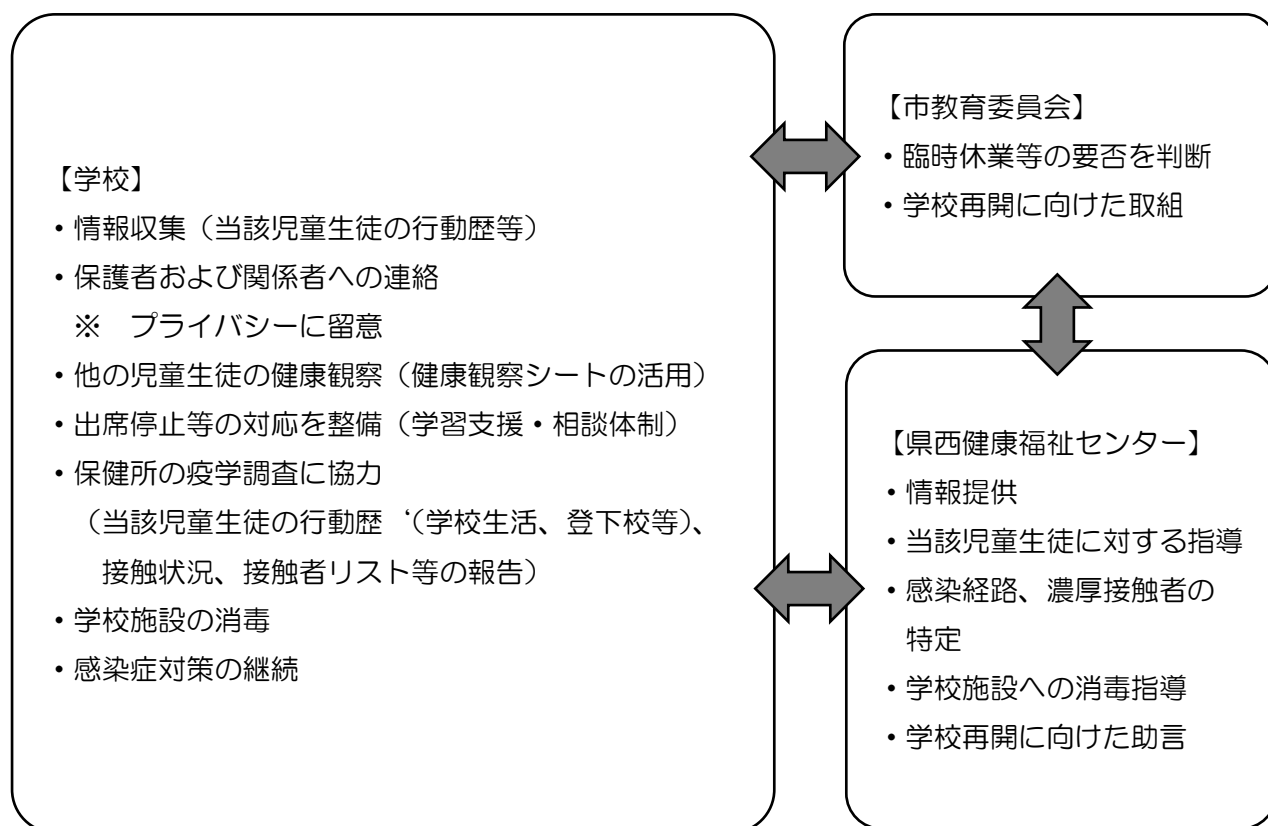
(1) 当該児童生徒等は治癒するまで出席停止とする。(学校保健安全法第 19 条)

(2) 学校の臨時休業等の対応については、個々の事例ごとの判断が必要となることから、直ちに臨時休業を行うのではなく、県西健康福祉センター等と相談の上、教育委員会が判断する。(学校保健安全法第 20 条)

<学校の対応>

- ① 児童生徒または教職員の感染情報を把握
- ② 教育委員会への報告
- ③ 県西福祉センターとの情報共有
- ④ 保護者および関係者への連絡
- ⑤ 必要な対応等の準備

※ 感染者が発生した場合等の各学校の初動対応マニュアルに沿って対応



2. 児童生徒が濃厚接触者となった場合

(1) 当該児童生徒は出席停止とする。(学校保健安全法第 19 条)

出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間と示されている。

(2) 原則として、学校は臨時休業としない。

(3) 学校では、当該児童生徒の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒の健康観察を行う。(健康観察シート等の活用)

なお、現状では、濃厚接触者ではないが、濃厚接触者と関係のあるもの(家族等に濃厚接触者(もしくはその疑い)がいるなど)についても、保護者の意向や感染が心配される合理的な理由などから判断し、出席停止等の措置をとることができる。(学校教育法施行規則第 63 条)

3. 教職員が感染者または濃厚接触者となった場合

(1) 上記1 または2と同様の対応とする。(教職員は特別休暇又は在宅勤務等)

4. 調理従事者が感染者となった場合

(1) 上記1 および3と同様の対応とする。

<学校の対応>

- ① 児童生徒または教職員の感染情報を把握
- ② 教育委員会への報告
- ③ 受配校への報告
- ④ 県西健康福祉センターとの情報共有
- ⑤ 保護者および関係者への連絡
- ⑥ 給食停止の準備

(2) 教育委員会、業務委託を行っている場合は委託業者等とも連携し、適切に調理場内の消毒を行うとともに、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。また、給食を停止する。

(3) 教育委員会は、県西健康福祉センター等からの指導を受け、関係機関や関係業者と調整の上、給食の提供を再開する。

※ 地区調理場となっている学校が休校となった場合、その期間の受配校の給食は簡易給食で対応する。その際の食材の手配等は、地区調理場長・副場長が教育委員会と連携を図り対応することとする。

5. 調理従事者が濃厚接触者となった場合

(1) 上記2および3と同様の対応とする。

<学校の対応>

- ① 児童生徒または教職員の感染情報を把握
- ② 教育委員会への報告
- ③ 受配校への報告
- ④ 県西健康福祉センターとの情報共有
- ⑤ 関係者への連絡

(2) 教育委員会は、県西健康福祉センター等からの指導を受け、関係機関や関係業者と調整の上、給食の提供についての可否を判断する。

※ 公表に関しては、り患した児童生徒または教職員の個人のプライバシー保護の観点から、必要な情報のみの公表とする。

また、児童生徒に対しては、り患者を特定しようと詮索したり、憶測等からのうわさや風評を広げたりすることのないよう、指導を徹底する。

その他

1. 児童生徒等の定期健康診断の実施について

令和2年3月19日付け文部科学省事務連絡において、毎学年6月30日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施することとされているため、実施時期や実施方法については、学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、対応する。

また、実施に当たっては、下記により感染症対策を行うこととし、教職員及び児童生徒、保護者の理解を得て実施する。

- ・ 児童生徒等に対して各種健康診断前後の手洗い、マスクの着用を徹底する。
- ・ 会場の換気を行い、児童生徒等の順番待ちのスペースを確保するとともに、会場に入る人数の制限を行い、会話を慎むように指導するなど3密を避ける。
- ・ 検査器具の消毒等を徹底する。（特に児童生徒の顔・口や手に触れるもの）

なお、児童生徒の定期の健康診断について実施が延期されているため、特に、日常的な健康観察等による児童生徒の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援する。

2. 修学旅行等における感染症対策について

宿泊を伴う学校行事における感染症対策については、前述の感染症対策を参照するとともに、一般財団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（6月3日公表、同23日第2版）」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じた対応を行う。

3. 出席停止の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（レベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

<参 考>

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 3 年 3 月 8 日変更）」
：新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A（令和 3 年 2 月 19 日時点）」
：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
- ・「小・中学校及び義務教育学校における教育活動再開に向けた段階的な対応について（参考資料）【5 月 8 日時点】」
：栃木県教育委員会
- ・「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル（第六次改定版）」
：栃木県教育委員会
- ・「学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について」
：文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
- ・「正しい知識であわてず対応 新型コロナウイルス感染症 COVID-19」
：一般財団法人日本公衆衛生協会
- ・「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」：大阪市教育委員会
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）：文部科学省
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した小・中学校及び義務教育学校における教育活動の実施について（R3.3.5）」（参考資料）：栃木県教育委員会
- ・「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」
：一般社団法人全日本合唱連盟
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び
高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項（通知）」
：文部科学省